

各務原市PTA連合会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、各務原市PTA連合会（以下「市P連」という。）と称し、事務局を各務原市教育委員会青少年教育課に置く。

(構成)

第2条 この会は、小学校及び中学校のPTA（以下「単位PTA」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 この会は、単位PTAの発展を促し、児童・生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 単位PTAの活動を進展させる活動
- (2) 各務原市教育委員会、市校長会及び教頭会等と連携して、社会教育活動の推進と教育に関する調査研究
- (3) PTA活動の質的向上に資する市P連定期大会及び研究大会の開催
- (4) PTA活動の規範となる顕著な功績をあげた団体及び個人の表彰
- (5) その他、この会の目的を達成するための必要な活動

第2章 役員

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名まで置ける。
1名は市P連副会長、1名は委嘱副会長（県P評議員）、2名は校長会代表とする。
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 専門委員長 4名
- (6) 会計監査 2名（前年度の会計と書記を充てる。）
- (7) 顧問 若干名 歴代市P連会長及び会長が必要と認めた市P連関係者を充てることができる。
- (8) 大会実行委員長 1名 必要に応じ、大会実行委員長を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員は、代議員会において選任する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 市P専任副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。また、会の議事進行を司る。
県P委嘱副会長を置いたときは県Pの（郡市）評議員として、県との連携・情報提供に努める。
校長代表の副会長は会への助言を行う。

- (3) 書記は、この会の会務を司る。
- (4) 会計は、この会の会計を司る。
- (5) 専門委員長は専門委員会を総括し、その活動の推進にあたる。
- (6) 会計監査は、会計を監査し、代議員会に報告する。(前年度の書記・会計が務める)
- (7) 顧問を置いたときは、会長の諮問に応じる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。但し、補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議及び大会

(会議)

第9条 この会の会議は、代議員会、執行部会及び専門委員会とする。会長は必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

(会議の構成)

第10条 前条の会議は次の構成で運営する。

- (1) 代議員会は、この会の最高議決機関であり、役員、単位PTA会長（以下「代議員」という。）及び教頭会代表をもって構成する。
 - ②代議員会は、構成員の3分の2以上（委任状を含む）の出席がなければ開催することができない。
 - ③代議員会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- (2) 執行部会は、会長、副会長（校長会代表副会長を含む）、書記、会計、専門委員長で構成する。
- (3) 専門委員会は、各単位PTAの当該委員会の代表で構成する。
- (4) 専門委員長は、専門委員会において選任する。
- (5) 特別委員会は、課題に基づいて会長が委嘱する委員で構成する。

(定期大会)

第11条 この会の定期大会は、代議員会の決定事項を報告する。

- 2 定期大会は毎年1回これを開く。但し、必要があるときは、臨時に開くことができる。
- 3 定期大会は、次のことを行う。

- (1) 活動の目標及び重点の報告
- (2) 前年度の事業並びに決算報告
- (3) 本年度の事業計画並びに予算報告
- (4) 役員報告
- (5) 表彰
- (6) その他

(研究大会)

第12条 この会の研究大会は、PTA活動のあり方の研究を行う。

- 2 研究大会は毎年1回これを開く。
- 3 研究大会は、次のことを行う。
 - (1) 単位PTAの実践発表
 - (2) 活動の交流とPTA活動のあり方の研究
 - (3) その他

第4章 会計

(会計)

第13条 この会の経費は、各単位PTAの負担会費その他をもって充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第5章 補則及び規約改正

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、代議員会の議決を経て、会長が別に定める。

(規約改正)

第15条 この会の規約の改正は、代議員会構成員総数の4分の3以上（委任状を含む）の出席を得た代議員会において、過半数の承認を要する。

2 規約改正の提案について、予めその内容を代議員会構成員に通告しておかなくてはならない。

附則

この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。